

第百五十回
参議院經濟・産業委員会會議録第六号

平成十二年十一月二十七日(月曜日)

午前九時四十分開会

委員の異動

十一月二十四日

辞任

続 訓弘君

補欠選任

木庭健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

加藤 紀文君

保坂 三蔵君

山下 善彦君

円より子君

梶原 敬義君

委員

加納 時男君

倉田 寛之君

陣内 孝雄君

畑 恵君

真鍋 賢二君

吉村剛太郎君

足立 良平君

平田 健二君

本田 良一君

藁科 満治君

木庭健太郎君

山下 栄一君

西山登紀子君

水野 誠一君

渡辺 秀央君

国務大臣

通商産業大臣

平沼 赳夫君

政務次官

通商産業政務次官

坂本 剛二君

事務局側

通商産業政務次官

伊藤 達也君

政府参考人

金融再生委員会事務局次長

大谷 禎男君

参考人

金融再生委員会事務局次長

浦西 友義君

参考人

中小企業庁長官

中村 利雄君

参考人

預金保険機構理事

花野 昭男君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤紀文君) ただいまから経済・産業
委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十四日、続訓弘君が委員を辞任され、そ
の補欠として木庭健太郎君が選任されました。

○委員長(加藤紀文君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法
の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委
員会に金融再生委員会事務局次長大谷禎男君、金
融庁総務企画部参事官浦西友義君及び中小企業庁

長官中村利雄君を政府参考人として出席を求め、
その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(加藤紀文君) 参考人の出席要求に関す
る件についてお諮りいたします。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法
の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委
員会に預金保険機構理事花野昭男君を参考人とし
て出席を求めたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(加藤紀文君) 中小企業信用保険法及び
中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藁科満治君 民主党・新緑風会の藁科でござい
ます。

まず最初に、中小企業対策の中長期的な展望に
ついて少しくお尋ねをしたいと思ひます。

昨年、中小企業基本法が改正されました。この
基本法の改正によりまして、我が国の中小企業政
策の基本理念が従来の保護、育成から活力ある成
長発展へと、こういう方向に転換をされました。
二十一世紀に向けての中小企業の方角性として、
私は適切な転換であったというふうに考えており
ます。

しかし、我が国の中小企業の実態を見てまいり
ますと、一部の企業群で経営力、技術力を向上さ
せ独自の成長発展というものを引き出しておりま
すけれども、その他の大方の集団は依然として大
変難しい状況にあるわけでありまして。特に、受注
面とかあるいは金融面とか相変わらず四苦八苦し
ているというのが現状ではないかと思ひます。

そこで、こういう状況から脱却して、まさに掲
げた基本理念の方向にリードしていくためには、
通産行政がしっかりと中長期的なプログラムを
持つべきではないかと私は思ひますけれども、大
臣からその見解について伺いたいと思ひいま
す。

○国務大臣(平沼赳夫君) 藁科委員御指摘のと
おり、中小企業が置かれている環境というのは非常
に厳しいものがあることは事実でございます。

一方、中小零細企業というのは、企業数では全
企業の九九・七%を占める、また中小企業が受け
持つてくださっている雇用も全雇用人口の七二・
七%を受け持つていただいている、言ってみれば
我が国経済の基盤をなしていただいているわけで
あります。

先ほど御指摘のように、昨年の臨時国会にお
きましてこれを中小企業国会と名づけまして、委
員各位の皆様方の御協力をいただいて三十六年ぶ
りに中小企業基本法を抜本改正いたしましたところ
でございます。そして、資金や人材や情報、技術な
ど、中小企業の多様なニーズに対応したきめ細か
な対応策の整備を推進してまいりました。

具体的には、小規模企業者及び創業者向けの無
利子の貸付制度あるいはリース制度の創設や担保
に乏しいベンチャー企業向けの資金供給制度の創
設など、多様な中小企業に対する資金面の支援強
化を図ってまいりました。御指摘のとおり、資金
面で非常に厳しいものがございまして、その

いつた対応をさせていただきました。

また、創業段階における試作品開発資金の助成や開業資金の融資、これはマル経融資制度あるいは設備近代化資金貸し付けですが、それから成長初期段階における直接金融措置、中小公庫によるフラント債の引き受け、既存中小企業の経営革新に対する融資制度、経営革新貸し付け、こういったことを整備することによってきめ細かく対応をさせていただいているところであります。中小企業の発展段階に応じた資金供給の充実をこうして図ってまいっているところでもございます。

さらには、ナショナル支援センターを初めとして、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センターの整備によりまして、中小企業の発展段階に応じたソフトの面からの総合的な支援、この体制の充実も図っているところでございます。

今後とも、こうした施策の総合的な実施によりまして、昨年の経済新生対策に掲げた、具体的に申し上げますと五年後において年間開業企業数が現在より十萬社程度多くなる、現在十四萬社でございますけれども、二十四萬社の新規開業、こういったことをサポートして中小企業の基盤を強めていこう。それから、新規株式公開企業の大幅な増加を図っていこう。さらには、今後三年から五年の間に創造的な中小企業の数が一萬社程度ふえる、こういった目標を実現させるために中小企業政策の推進に努力をしていきたい。また、委員御承知のように、金融面におきましては厳しい中で特別保証制度を実施してまいりました。さらに、これはもう既にお願いをしておいていただいておりますけれども、来年の四月からは一般保証の形で枠を拡大して資金面のそういう援助も一生懸命行っていこう、こういうふうにも思っているところでございます。

○藁科満治君 関連して後ほどまた少し質問させていただきますが、とりあえず先へ行きたいと思

います。特別信用保証制度の問題でございましてけれども、この制度は平成十年十月に施行されて

ちようど二年余りということになってくるわけ

でございます。私どももいろいろ分析を振り返りながらしているわけですが、どうも問題点も非常に多いということを感じております。この際、通産省として、この二年間の政策効果というものを率直に明暗両面含めて、功罪両面含めてお考えを伺いたいと思います。

○政務次官(坂本剛二君) 特別保証制度の功罪について述べてみようということですが、御承知のように、未曾有の貸し渋り、大変な危機状況に陥った中小企業を救うために平成十年の秋から臨時異例の措置として導入されたものでございまして。本年十月末までに百四十三萬件、二十四兆一千億円と大変多くの中小企業の方々に利用されております。この制度が創設されなければ、多くの健全な企業が資金繰りに難による倒産の危機に瀕したと考えられております。

この制度を中心とする一連の金融システム不安、信用収縮対策の効果として、平成十年度それから平成十一年度合計で、ただいま大臣からもお話しありました約一萬社、負債総額約二兆円の倒産が回避されて、約十万人の雇用が維持されたと推計されております。我が国経済がデフレスパイラルに陥ることなく、多大な効果があつたと評価をされております。

また一方で、特別保証制度について、代位弁済の増加やいわゆる口ききの問題などが報道されて取り上げられていることも承知をいたしております。特別保証制度においても、業績が極端に悪化した大幅な債務超過の状態に陥っている場合や、あるいは保証申し込みの際に不法な金融あっせん屋等の第三者が介入する場合にはネガティブリストに該当し、保証承諾を行わないこととしておるわけでございます。

しかし、一〇％という高い事故率を想定して必要な予算措置を行い、ネガティブリストに該当しない限り原則として保証を承諾するという国の方針のもと、保証協会に対し趣旨のつとめた迅速な処理に努めるよう指示して実施してきた制度で

ございます。そのため、代位弁済や悪用事例が一般保証に比して多いことはいたし方ない面があるわけでございます。

本制度はあくまで臨時異例の措置であり、さきにも述べましたように、緊急対策としては大変大きな効果を上げたわけですが、最近になって悪用等の問題が顕在化してきていることも事実でございます。本年度末の期限到来とともに終了することが適当である、このように判断をいたしております。

○藁科満治君 次に、問題点の一つである代位弁済、いわゆる焦げ付きの問題でございます。

本年十月末までに二萬八千六百件余り、金額で四千三百七十一億円、率で二％、一部の報道で予測をはるかに超える問題の数字であるということも言われております。常識的に考えれば、二年で三萬件近くということでありまして、これは到底小さい数字とは言えないと思うんですね。

帝国データバンクの調査によりますと、本年二月で若干古い調査ではありますが、負債一千万円以上で倒産した企業のうち、特別保証制度を利用し、そして利用後に倒産した企業は累計で二千五百八十二件、率にして一一・四％に及んでいると。つまり、特別保証を受けても結局十件に一件は倒産しているという状況になるわけでございます。

通産省は、この代位弁済に至った個々の原因、背景についてどのように分析をされておるか、この点、少し踏み込んで内容を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政務次官(坂本剛二君) 先生御指摘のように、確かに四千三百七十二億円、比率一・八二ということでございますが、これは現時点で想定代位弁済率一〇％に比べて低い水準だなど、このように考えております。しかし、近い将来代位弁済となる蓋然性が高いと考えられる案件の動向から見て、今後しばらくの間、代位弁済率はある程度増加するものと見込まれております。

弁済実績をもとに一定の推計を行いますと、想定一〇％をかなり下回る水準にとどまるとの推測も可能でございます。現時点では想定を上回るおそれは小さいのではないかと、このように考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、代位弁済の動向につきましては、今後の景気動向もあわせて注視していくことが重要であると認識しております。

○藁科満治君 指摘されているように、代位弁済の内容を掘り起こしていきまして、そこには審査体制の問題というものが浮上してまいります。

現在、各都道府県の信用保証協会の審査体制では書類さえ整っていればパスができるというようなことを言われておりますし、さらに審査をめぐって悪徳ブローカーが介入するとか、それから最近、耐えられないこととありますが、政治家秘書の口きき問題がいろいろの問題を起こし、ある面では社会問題にもなっている、事件にもなっているということでございます。このような事件がまかり通るといふのは、やはり保証条件を満たしていない中小企業への保証というようなのが背景にあるのではないだろうかということを心配しております。

データバンクの調査によりまして、特別保証を受けて倒産した企業のうち、安定化資金導入から倒産に至るまでの期間がわかつている対象企業ですが、三百九十社のうち六カ月未満に倒産した企業は百六十四件、実に四二％に及んでいるんです。まさに倒産寸前でも安易に保証をするという状況をこれは示しているわけで、審査体制の大きな問題点として指摘をしなければならぬ、このように考えております。

一方、融資する金融融資側の状況につきましても、一〇〇％信用保証をつけたら、その融資を既債務の返済に回すように求めたり、さらに倒産した場合は安易に代位弁済を求めるなど、いわゆるモラルハザードの問題が浮上してきております。ある面ではこの制度は金融機関を救済するための施策かという厳しい意見もあるわけでございます。

して、これから無担保保証などについてどういう防止策を講じようかとされているのか、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○政務次官(坂本剛二君) 先ほど申し上げましたように、特別保証は臨時異例の措置、したがってネガティブリスト方式により積極的な保証を行うことを国の方針として決めた上で、迅速な処理に努めるよう指示し実施してきたところでございます。ネガティブリスト方式を採用しまして短期間で集中的に大量の保証を行った結果として、特別保証制度を利用した企業の中から一定の倒産や代位弁済が発生したとしても、残念なことでありませうけれども、時間をかけて審査をすることが許されなかっただけにやむを得ないものであらうかと考えるわけでありませう。

信用保証協会においても、特別保証制度の場合も含めて、個々の保証申し込みの審査に当たりましては、書面の審査、面接審査及び実地調査を適切に組み合わせた審査を行っております。東京を含む多くの信用保証協会においては、従来信用保証協会を利用したことのない企業からのいわば新規の保証申し込みに対しては原則として必ず実地調査を行っております。また、当該企業からの情報に加え、必要に応じて当該企業の取引先、それから取引銀行、業界関係者からも情報を収集し、総合的な審査を行っております。

信用保証協会は、特別保証制度に関し臨時異例の措置として積極的な保証という国策を遂行している以上、一般保証よりも高い代位弁済の発生は不可避であります。先ほど述べた審査体制を通じて、その中でできる限り代位弁済の発生を抑える努力をしているところでございます。

○葦科満治君 あわせて、代位弁済後の回収状況はよくないです。中小企業庁の資料によりますと、特別保証の本年十月までの代位弁済額、四千三百七十一億円、さつき申し上げましたが、十月末までに回収した額はわずかに百五十一億円、率で三・四五％という状況でございます。これから回収の努力を推進されるんでしょうけれども、余

りにも回収率がよくない。これから経営改善姿勢が出てくれば回収のインセンティブが薄れていくという心配もあります。ぜひ回収の努力を積極的に進めていただきたいというふうに思っております。

さらに、国民の税金を使った公的資金を投入するわけでありませうから、大幅に追加するわけでありませうから、ここの事情は相当はつきりした形で実効を上げないと国民に対して説得力を持たないということになりますので、監督庁としての中小企業庁、それから金融庁、これから回収に向けての強力な指導をどのような形でやろうとされるのか、ぜひ決意のほどを伺いたいというふうに思っております。

○政府参考人(中村利雄君) 先生御指摘のとおり、特別保証制度にかかわります回収率でございますが、十月末現在で三・四五％ということですが、まだ低い水準にとどまっておりますのでございませう。

ただ、過去の信用保証制度の実績から見えますと、代位弁済後の回収に大体十年以上の長期間を要する場合も多々ございまして、特別保証制度にかかわる回収がまだ始まったばかりの現段階で現在の回収実績の数値をもとに最終的な回収額を議論するのはまだ早いのではないかとこのように思っております。ただ、特別保証制度の保証額の大半は無担保保証でございます。こういうことを考えますと、なかなか厳しいものがあるというふうに私も私ども認識いたしております。

〔委員長退席、理事保坂三蔵君着席〕

今後の回収率の向上のために、経営者等との日常的な接触を通じて地道な回収を行うことが必要でございます。それに対応した適切な回収体制を整備することがまた重要であるというふうに考えております。こうした認識のもとに、私どももいたしましては、信用保証協会に対しまして債権回収会社いわゆるサービサーの活用を含め、求償権の回収体制の整備を図るよう指導いたしております。

国会に提出いたしております中小企業信用保証法の改正におきましても、信用保証協会が回収業務をサービサー会社に委託することに伴う法的手当てを盛り込んでおります。これを受けて、信用保証協会は共同してサービサー会社を設立するという方向で今進んでいるわけでございます。

今後、こうしたことを活用いたしまして、回収能力の向上に努めて、その責めを果たしたいと考えております。

○政府参考人(浦西友義君) お答え申し上げます。

金融庁といたしましては、通産省と協議の上、回収率の向上に努力しておるところでございます。

〔理事保坂三蔵君退席、委員長着席〕

先ほどお答えにもありましたが、信用保証協会に対しましては、新設あるいは既存のサービサー会社の活用を促進いたしまして、求償権の回収体制の整備を図るよう指導してまいりたいと思っております。

○葦科満治君 ぜひひとつ積極的な努力をお願いしたいと思ひます。

ここで銀行の貸し渋りの問題についても少し触れたいと思ひます。

この特別保証制度の打ち切りの背景には、貸し渋りの状況が山を越えたというような判断があるんではないかと思ひますけれども、そのこと自体は悪いことでは決してありません。しかし、中小企業の実態の面から見ますと、果たしてそのような楽観する状況にあるんだろうかということを心配いたします。

ここに信用保証協会の九月中旬の調査の結果が出ておりますけれども、例えば七・九の資金繰りについては前期に比べ悪化度合いは変わらない、こういうのがあります。資金の借り入れ難易度は悪化度合いがやや強まっている。それから、信用保証利用は、利用割合はやや低下したが、保証利用に対する金融機関の要請の強まり度合いは変わっていない。こういう例から見ますと、どう

も状況はそんな安易なものではないというふうな、私どもこの実態調査の上で感じるわけでございますが、どのようにお考えになっておられますか。

○政務次官(坂本剛二君) 中小企業をめぐる金融情勢につきましては、累次の経済対策の効果もありまして、一昨年の貸し渋りの時期と比べれば顕著に改善しているものの、厳しい状況からいまだ脱却したとは言えない状態にもあるわけでございます。

中小企業庁が毎月実施しております中小企業へのアンケート調査があるんですが、それによりますと、「条件不変・サービス低下」、「条件が厳しくなった」は一昨年の秋以来非常に減少傾向にあると、このようになっております。具体的に、平成十年十月では三五・五％の数字があったんですが、平成十一年十月には二五・一％に下がりました。それから、本年十一月直近のデータでは一九・八％まで減少しておるわけでございます。

このような状況の中で、臨時異例の措置であります特別保証制度の期限が来年三月に到来することを踏まえ、ただいま審議をお願いしております法改正等を通じて、中小企業者の資金ニーズに十分対応できるよう、一般信用保証制度の無担保保証の限度額を八千万に引き上げる、あるいは取引先企業の倒産や取引先金融機関の破綻、さらには災害等によって経営の安定に支障を生ずる中小企業者に対するセーフティネットとしての信用保証制度を拡充する、あるいはまた政府系中小企業金融機関においても、セーフティネットとしての信用保証制度と同様の中小企業者を対象とするセーフティネット貸し付け制度を整備いたしまして、担保徴求等につき従来以上に制度運用を充実するといった対策を通じて中小企業に対する円滑な資金供給を引き続き確保してまいりたい、このように考えております。

○葦科満治君 時間がないので、次に移りますけれども、信用保証協会の経営状況について少し質

問をいたします。

現在、全国で五十二ある協会の経営状況が悪化しているということが指摘をされております。しかも、この特別保証制度以降一段と悪化している、こういうふうに言われているわけであります。この協会全般の経営状況について、どのように掌握されておられますか。

それから、特に大阪信用保証協会についてはかねてからいろいろ話題になっているわけでございますが、平成十年度では約二百七十一億円の赤字、同じく十一年度は二百四十億円の赤字ということで、大変問題な状況になっているわけでございますが、こういう例は他の協会でもあるのかないのか、状況を聞かせていただきたいと思います。

特に、今回の補正予算では、この協会へ百三十三億円の補助金の交付、そして総合事業団へは六百六十八億円の資金ということが追加処理されることになりましたけれども、こういう背景から言いますと、これから補正予算の配分については、十分協会それぞれの事情を踏まえて的確な判断と対応をしていただきたいという要望も含めまして、少し実情を伺いたいと思っております。

○政府参考人(中村利雄君) 信用保証協会の経営状況でございますが、まず御指摘の大阪府の中小企業信用保証協会でございます。

ここににつきましては、バブル経済の崩壊等の影響によりまして財務内容が非常に悪化いたしました。大阪府の検査等によりまして、適正な代位弁済の実行に支障を生じているというふうに認められました。またさらに、今後の保証業務については中小企業に対する金融の円滑化に支障を来すのではないかとということで、平成十年三月六日付をもちまして、同協会を経営の改善を要する協会に当時の共管官庁でございます大蔵省とともに選定したところでございます。

これを受けまして、同協会では、代位弁済の解消、求償権回収の強化並びに国、大阪府及び金融機関の財政支援を骨子とする経営改善計画を策定

しまして、これまでのところ、ほぼ計画どおり進捗いたしております。国及び大阪府の指定については既に終了をいたしているわけでございます。これ以外に、大阪府というのがございます。これもほぼ同様の状況で経営が悪化しております。このために、大阪府信用保証協会につきましては、本年の十月に大阪府と同様の経営改善の要する協会として指定をしたところでございます。今後、経営改善計画の策定が行われる予定でございます。

大阪府と大阪府を除きます全国五十の信用保証協会につきましては、過去数年以上にわたり健全に経営が行われておりまして、今のところ特に収支の悪化の懸念はないというふうに認識いたしております。

○薬科満治君 それでは、最後に大臣にもう一回御質問させていただきます。時代も変わり環境も変わって、中小企業の指導対策については多様な指導ということが求められておりますけれども、しかし一方で、中小企業対策の根幹にあるものは結局金融対策であるとも言われております。ある面で私は当たっていると思っております。

明年の通常国会では、我が国全般の金融システムの見直しも含めた、そういったものを視野に入れたいろいろな議論が展開されると。具体的には、金融再生法あるいは早期健全化法というものが既に準備に入っているようにございますが、この際、中小企業の対策についての決定的な重みを

持っている金融対策については、後手後手ではなくて、景気対策、景気対策ではなくて、本来あるべき中小企業の中期的な金融対策あるいは根本的なシステムというふうなものについてはしっかりした考え方を持っていくべきではないかというふうに私は思うんですが、そこらについてのお考えがあれば承りたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 薬科先生御指摘のとおりだと、私はこのように思っております。近年の金融自由化の進展の中で、企業の資金調

達手段は一般に多様化しております。中小企業の資金調達主流は、御承知のとおり、依然として金融機関の融資に代表される間接金融となつて

いるわけでありまして。しかも、我が国の民間金融機関というのは物的担保を重視する、こういう傾向が非常に強く、担保を十分保有していないような企業といたしまして、必要な資金を調達できないのが実態であるわけでありまして。したがって、大企業との競争条件を整備するという観点から公的金融や公的信用補完による政策的な支援が必要であると考えて、これまで一連やらせていただいております。

中小企業に対する政策金融の今後のあり方についてでございますけれども、民業補完をやはり基本としなければならぬと思っております。中小企業を取り巻く経済的、社会的環境の激変に円滑に対応するためのセーフティネットとしての役割をさらに充実する、これまでの担保徴求を前提とした融資制度の見直しや信用リスクに応じた金利等の設定など、中小企業の多様なニーズに応じた柔軟な制度設計を推進していく必要があると、こう思っております。

また、資金調達手段を多様化していく観点から、中小企業にも直接金融へのアクセスをより容易にするための環境整備、例えば私募債発行に対する信用保証制度の創設あるいは中小企業総合事業団の出資制度、こういったものを、やはり今御指摘のそういう面がございますからそこを充実していかなければならない、こういう考え方で臨んでいきたいと思っております。

さらに、民間金融機関等が中小企業の信用リスク評価に基づき、担保によらない資金供給を行う際のひとつのよりどころとなるよう、当省といたしまして、信用保証協会や政府系金融機関の保有する取引先企業データを活用するためのデータベースの構築などを行っているところであります。

現在、データベースのシステムの設計、開発を

進めているところでございまして、平成十三年の春から信用保証協会を中心にシステムの試行的運用を開始してまいりたい、このように思っております。その後平成十四年以降にかけて民間金融機関等の本格的な参加へと展開をしてまいりまして、担保によらないという直接的な支援体制、こういうものも組んでいきたいと思っております。

今後とも、御指摘のとおり、中小企業者に対する資金供給の円滑化や多様化を図るための適切な措置を次の通常国会に向けても鋭意努力をしてまいりたい、このように思っております。

○薬科満治君 ありがとうございます。

○山下栄一君 短時間でございますけれども、質問させていただきます。

ただいま薬科委員からお話があった問題でございますが、信用保証協会による特別保証制度、これは発足して二年になると。

十月十七日に、金融プロローガーが十数人逮捕されたという。その後も、都議会議員が逮捕され、国会議員の秘書も逮捕されているという事態が続いておるわけでございます。これは景気対策として、また貸し渋りにあえぐ中小零細企業を何とか救済して景気のてこ入れをという熱い思いで始まった制度が金融プロローガーによって食い物にされていたら、こういうことなんですか、これについてはいろいろ報道をされております。

金融プロローガーの口口すけれども、要するにつぶれそうな会社を探してきて、そして書類も会社側で申請する書類では通らないからとプロローガーが決算書を改ざんして、そして二千万、五千万融資させて、法外な手数料を取っているというそんなことになっておるわけですか、ある金融プロローガーは年間一億円、これで稼いでいたということですね。

こういうことの背景に、先ほども政務次官からお話ございましたように、質問もございましたけれども、審査を緩くしてやるところに意味があつ

たわけですけれども、その審査が余りにも形骸化しているということ。金融ブローカーの方が上手だと。信用保証協会の審査を見抜いて、商売になつておるといふ、こういうことが広がっている中で、信用保証協会を認可する権限は要するに通産大臣にあるわけでごいまして、そういう観点から、私、この信用保証協会の実情をやはり知る必要があるんじゃないのか、こういうことをされているのかと。

信用保証協会法の三十五条によると、必要があると認めるときは報告及び立入検査もできると書いてあるわけですが、今まさにこういうことをやるべきじゃないのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 確かに、御指摘のとおり、この特別保証制度というのは非常に効果が上がりましたし、先ほど薬科委員からの御質問にも総括政務次官がその明と暗の部分、お話をさせていただきましたが、本当に残念でありまして、けれども、御指摘のような一部の悪徳ブローカーによつてせっかく設けた特別保証制度が汚れている。こういう結果に相なつて本当に私も残念なことだと、このように思っているわけでございます。

通産省も、監督官庁でございますのでこれから嚴重に、今もやっているわけでございますけれども、今回報道されている東京信用保証協会関係の保証制度悪用事件については、委員御指摘のとおり、この件に限らず信用保証制度の運営について適正に行われることは当然のことだと思つています。

保証協会においては、従来から書面審査、面接審査及び実地調査を適切に組み合わせ適正な制度の運営に努めていると承知しておりますけれども、また保証申し込みに際しては不法な金融あっせん屋の第三者が介在する場合には保証承諾は行わない、こういう原則で来ております。

通産省といたしましては、保証協会が既に講じている対策の徹底を改めて指示するとともに、事

実解明の状況をにらみつつ中小企業者への注意喚起の徹底をいたしておりますし、面接審査等の一層の活用、さらには金融機関の窓口における適切な対応等の観点から、悪用の防止に向けたさらなる具体的対策について金融庁とも連携協力しつつ検討をしていきたいと考えております。

なお、特別保証制度終了後においては、ネガティブリスト方式による審査を行わずに、個々の中小企業者の実情に応じたきめ細かな審査を通じて総合的な判断を行うこととしておりまして、制度を悪用される危険性はこれまで以上に小さくしなければならぬ、このように思っております。本当にそういう一部悪徳ブローカーが介在したことによつてこの制度全体の評価がゆがめられてしまつて、こういうことは残念でありますけれども、しかし総体的に言えばこの制度によつて大変中小零細企業が救われた、こういうことがございますので、監督官庁としてさらに徹底をして、国民の大変な血税をそれに回しているわけでございますから、そういう観点からも遺漏なきやうに期していきたいと思います、このように思っております。

○山下栄一君 景気対策に大変な効果を發揮していることはそれはそれでわかっているんですけれども、私は国のやはり監督責任を具体的にやるべきじゃないかということをお願いしているんです。

この特別保証制度、二年たつて、信用保証協会から監督責任に基づいて報告とか検査というやうなことを国がやったことはあるんですか、この二年間で。

○政府参考人(中村利雄君) 中小企業庁といたしまして、今回のような事件が起きたということについては大変残念に思つていらっしゃるわけでございます。

信用保証協会に對しましては、これまでも定期的に立入実地検査を実施いたしております。例えば、平成九年四月以降で約二十五件の立入検査をいたしております。加えまして、不祥事件等がこ

ございましたような場合を含めまして報告を徴収いたしているところでございます。平成十一年度におきましては、信用保証協会法第三十五条に基づく報告は約四百四十七件でございます。

○山下栄一君 去年の五月、これは新聞記事ですので私詳しく調べておりませんが、広島県で広島県警が詐欺容疑で逮捕した。ちよつと時間が余りありませんが、土木建設業者が去年の五月逮捕された。この場合、広島県信用保証協会からは、報告並びに調査はされたんですか。

○政府参考人(中村利雄君) 御指摘の広島県信用保証協会にかかわる事案につきましては、平成十一年の五月に報告を徴収いたしております。

○山下栄一君 報告を聴取、どうしたか知りませんが、この案件、新聞記事だけで本當に申しわけないけれども、この業者は二千万円の融資を受けたけれども、取引停止処分を受けている最中に二千万円融資を受けているわけです。この業者は建設業の許可ももつてない、事務所もない、営業している実態もない。会社の登記やさまざまな書類は金融ブローカーが偽造していた。そういうところにもう実態調査、実地調査してないことは明らかですね。事務所もない、建設業の許可も受けてない、そんな業者に二千万円も融資しているという、これは全部信用保証協会が審査して融資しているわけですね。

それは、そういうことをたぐらんだやつが悪いんだけれども、これは金融業者もいかげんだけれども、信用保証協会がもう極めていいかげんとしか言ひようがない。忙しくて実態調査をする間もないんですと、そんなことにつけ込んで今回の事件が起きているということですから、これはもっと厳しくやらないと、本當に税金が食い物にされてしまふ。

不景気であればあるほどこれを逆手にとつて暗躍する、そんなことを許してはならないというそういう観点から、信用保証協会を認可したのは国だし、監督責任があるのも国なわけですから、これ、厳しくやはり今後やる必要があるというふう

に思います。東京信用保証協会についても報告をさせ、立入検査をすべきだと思ふんですけれども、時間がございませぬ、最後に大臣にお伺ひして終わります。

○国務大臣(平沼赳夫君) 確かに、この実例として広島の場合は大変ひどい例だと思つております。委員も御承知のように、この特別保証制度を開設したときには二十万件を超す申し込みがある、そういう中でやはり全体的には困っている中小企業、零細企業の皆様方にそうやって保証をつけてそしてお助けをしなきゃいかぬ、こういう観点で、忙殺をされた、そういう中で本當にいけないこととございましてけれども、こういう今御指摘のような甘い審査によつて国民の税金がむだに使われてしまつた、こういう事例、本當に遺憾なことだと思つています。

そういう意味で、やはり国民からお預かりしている大切な税金、これによつて特別保証制度が成り立っているわけでありまして、今御指摘のそういう点を踏まえて、これから各信用保証協会に對しても我々としては嚴重なチェックを行い、国民の皆様方に安心をしていただくようなそういう体制をつくつてまいりたい、このように思つております。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

本法案の重要な改正点の一つの貸し渡り条項に關連しまして、京都の二信金問題について質問をいたします。

ことしの四月四日ですが、当委員会で私は京都の二信金の破綻と事業譲渡問題について質問をいたしました。一月十四日に京都中央信用金庫が経営難に陥つた京都みやこ信用金庫と南京都信用金庫の事業譲渡を引き受けると発表されてからというもの、中小企業の町京都に激震が走りましました。地域経済への影響は極めて厳しいものがございまして、ことし上半期の京都府内の倒産件数は二百六十件になりましたし、このまま行けば戦後初めて年間五百件を超える倒産を招きかねない、このよ

うな観測も出ているわけでございます。あれから十カ月がたちましたが、当時懸念されていた問題が今噴出をしております。

そこで金融庁にお伺いしますけれども、この事業譲渡にかかわる進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○政府参考人(大谷補男君) お答えいたします。

京都みやこ信用金庫と京都中央信用金庫の京都中央信用金庫への事業譲渡につきましては、本年十一月十六日の金融再生委員会におきまして適格性の認定を行い、その旨を同日付で当該申請金融機関と預金保険機構に通知したところでございます。

また、今後のスケジュールでございますけれども、破綻したこの二信用金庫と京都中央信用金庫の双方で合意した来年一月四日の事業譲渡予定日に向けて、預金保険法等に規定されている所要の手続が行われることになっております。

○西山登紀子君 もちろん、破綻したままでは困るわけでございまして、適切な譲渡はされるべきだと考えます。ただ、許可されたということなんですけれども、それではその適格性の認定として許可、その中身が果たしてどうなのかということ確かめていきたいと思います。

四月四日の答弁では、金融再生委員会の森事務局長は、預金保険法の第六十一条の譲渡認定の適格性の基準には三つの要件がある、その第三に利用者の利便を守るという要件があって、その利用者には預金者だけではなく借り手が含まれると明確な御答弁をいただいたわけです。また当時、深谷大臣は、今回の事業譲渡も預金者保護と信用秩序維持の観点から望ましいものと評価をしていいという認識を表明されていたわけです。

ですから、こうした御答弁からいたしますと、私は、十一月十六日に再生委員会から適格性の認定が行われて、そして許可がされたということなので、この申請を再生委員会は預金者保護と借り手の保護もうまくいくものだ、適切だと、こういうふうに判断したというふうな受けとめたんです。

けれども、それは私は当然だと思うんです、それまでの御答弁からしても。

ところが、今、京都の現場では事業譲渡をめぐって大混乱が起こっています。千件を超えるRCC送りの通知が行われているように、私は本場にこういう混乱というのは、預金者保護、借り手の保護、労働者の保護という三つの保護があると思いますけれども、関係三機関と自治体、政府が責任を持つて行わなければならないというふうな、現場におりますと思います。この十カ月間の国の対策がどうだったのかということが問われていると思います。

そこでお聞きしますけれども、京都府内の政府系金融機関と信用保証協会の特別相談窓口の相談状況、件数や融資承諾解決件数などを述べていただきたいと思ひます。

○政府参考人(浦西友義君) 相談状況でございますが、近畿財務局に寄せられました事業譲渡に関する相談件数は、ことし一月から十月までで五十六件でございます。

○政府参考人(中村利雄君) 本年一月十四日の事業譲渡の基本合意後は、当省におきましては一月十七日に京都府内の政府系金融機関の支店及び京都信用保証協会に対しまして特別相談窓口設置を指示いたしました。この結果、相談窓口におきましては、十一月十七日現在で八百三十一件の相談が寄せられておりまして、最近の相談件数は月に四十件前後とほぼ横ばいで推移いたしております。

○西山登紀子君 私どもの調査では、私どものところへ届いている内容は極めて中身が厳しいものになっていくというところでございます。

次にお伺いいたしますが、政府系の貸し渋り対応の特別貸付制度による二信金問題への対応はどうだったのか、どのように生かされてきたのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(中村利雄君) 政府系金融機関の貸し渋り対応金は当然適用されるわけでございまして、十一月十七日現在の実績でございますが四百七十三件、七十六億円でございます。

○西山登紀子君 予算の額ですけれども、四月四日の答弁のときに岩田中小企業庁長官は私の質問に對しまして、この特別保証枠の制度について、この二信金問題も考慮に入れた配慮をして財源の配分を行った、こういうふうな答弁をされておられるんですけれども、その数字、それからどれぐらい使われて、どれぐらい残っているか、それを御答弁ください。

○政府参考人(中村利雄君) 岩田長官がそのように御答弁申し上げました。その結果でございますけれども、その結果というが、加味して行つたという答弁をしたわけでございしますが、平成十一年度の第二次補正予算におきまして二十六億八千五百万円の交付をいたしております。トータルいたしましては、最初の交付額四十億五千七百万円と合わせまして六十七億四千二百百万円の補助金が交付されているところでございます。

御指摘の特別保証についての保証額でございますが、十月末現在で六千四百五十億円という金額になっております。これは承諾実績でございまして、

○西山登紀子君 あと幾ら残っているか、聞いたんですが。

○政府参考人(中村利雄君) 現在、京都府におきましては保証額の上限というものを定款で定めておりまして、これは交付された補助金あるいは保証料の中から積み立てました準備金、合わせますと七十億強あるわけでございますけれども、その百億までということになっているわけでございします。したがって、七十億というものが上限になるわけでございますが、これは保証の残高でございします。したがって、先ほど六千何百億の保証をいたしても、既に返済が進んでおりますので、保証残高としては三千九百億円強ということでございますので、その差額分がまだ可能ということでございます。

○西山登紀子君 もう一度、その差額というのはいくらになりますか。

○政府参考人(中村利雄君) 限度額は七千十億円でございします。それに對しまして保証債務残高は三千九百三十二億円でございしますので、三千七百十八億円ということになります。

○西山登紀子君 あと使えるお金が三千七十億近くあると、こういう理解でいいんでしょうか。

○政府参考人(中村利雄君) 三千七十億ということでございます。

○西山登紀子君 現場では非常な苦勞が続いておりますので、さらなる増額ということで要望が上がつてはいるんですが、

次にお伺いいたしますが、九月ごろからRCC送りについて大変な不安が広がっておりますが、RCC送りの予定になっている件数、これは幾らでしょうか。

○政府参考人(大谷補男君) 一般に預金保険法に基づく資金援助に係る営業譲渡等におきましては、預金保険機構が選任した監査法人による監査結果等を踏まえつつ破綻した金融機関と救済金融機関との間で協議が行われまして、救済金融機関に引き継がれる貸付債権とRCC、整理回収機構に買収される不良債権との振り分けが行われることとなります。

今御質問の件数といいますが割合でございしますけれども、京都みやこ信用金庫と京都中央信用金庫の債務者のうちでRCCに引き継がれる予定の債務者数は、二信用金庫合計で全体の約四%となっております。

○西山登紀子君 そういたしますと、引き継がれるのは九六%、四%は受け継がないでRCCに送っちゃう、こういうことなんですか。

そこで、これは非常に私は異常なことだと思つておられるんです。普通の銀行の取引なんかでRCC送りになるんということはめったにありません。

十月になりますと、あの人のところにも来た、私のところはどうなるんでしょう、そういう不安が現実のものとなって今、京都の中小企業を毎日襲っているわけです。

今、率で言われましたけれども、新聞報道ではこれが三千件だとかそういうふうな報道もされているわけですね。私もいろいろ調査をいたしましたし、議会などでも我が党議員団がいろいろな形で追及してまいりましたけれども、事態は極めて深刻です。まず何よりも危機感を持った緊急対策が必要だと思ふんですけれども、RCC送りで、今、京都の中小企業の皆さんは本当に初めて、こういうことが頻繁にあつたら困るわけですけれども、初めてそういうことに遭遇している。

RCC送りの基準というのは一体何なんですか。

○政府参考人(大谷禎男君) 京都みやこ信用金庫と京都信用金庫の資産の切り分けの判断基準でございすけれども、第一に、正常先に対する貸出金は原則承継する。第二に、要注意先で、企業経営の見直しにより短期間に貸出要件の正常化、延滞の解消が見込め、繰越欠損の解消が見込める債務者等は原則承継する。第三に、破綻懸念先以下の債務者については承継しないことを原則とするけれども、地域及び地域経済への影響に配慮し譲渡やむなしと判断した場合にはその債務者を承継する。このような基準に基づいて処理されたわけでありまして、金融再生委員会におきましても、善意かつ健全な借り手保護の観点からも、このケースについては適格性の認定を行うことが妥当とされたものでございす。

○西山登紀子君 詳細が公表されていませんから、妥当と言われてもみんな納得いかないんですよ。

いろいろ調べてみますと、RCC送りにされますよという通知を受けている人の話を聞きますと、例えば、黒字だ、返済滞りはないんだというような人まで次々とRCC送りの承諾書をとられにきているということなんです。どうしてこんなことが起こるのかと思います。既に実質的に破綻している場合は除いて、二信金と契約を交わしていた皆さんは二信金の責任で破綻したわけですから、中身にそのまま引き継がれるんだ、安心して

てくださいよというのが当たり前だと思うんですよ。どうしてこういうふうな黒字あるいは返済滞りはないのにRCC送りになるんでしょうか。一般的にこうした例が、RCC送りになるようなことがありませんか。

○政府参考人(浦西友義君) 個別の案件についてはお答えをする立場にないわけですが、両信用金庫につきましても、顧客の理解を得るよう支店長会議等でそうした努力を周知徹底することとしておるわけではございません。債務者への説明に当たりましては円滑かつ円満に債権譲渡が行われるよう、金融庁といたしまして財務局を通じて促しているところでございます。

○西山登紀子君 言葉で適切にとかわれるんですけれども、RCC送りを通告された業者というのはまさにもうのど元に短剣を突きつけられたような状態なんですよ。

例えば一つの例。洋服販売業を営んでいる方がいらつしやいます。その方が、京都みやこ信用金庫の時代から三十年のつき合ひだということですね。借金というのはそういうものです。十年前に西陣信金から経営拡大を勧められて八千四百万円借りた。月二十万円の返済を続けてきた。ことし九月に残金五千万円一括返済を迫られて、RCC送りを通告されたというんです。

最高時一億五千万円あった年商は現在半分以下ですが、返済は一度もおくれたことはありません。売り上げは落ちても赤字ではないし、事業継続の意思も能力もあります。RCC送りになれば、もう新規融資はまず見込めないで、倒産は確定だ。こんなひどい仕打ちはない。こんなふうな御意見も届いているわけですね。私は、今やられていることは決して適切な対応、事業譲渡のやり方ではないというふうに懸念をいたします。

さらに、RCC送りというのが実は信金の担当者者のノルマになって、競争心まであつて、RCC送りの信金への白紙委任のための判を押してくれということで顧客を回らせているということがわかりました。これは一種のおどしをかけて早

く判をとろうと、こういうことじゃないかと思うんですけれども。

お聞きしますけれども、判を押した場合と押さない場合と、RCC送りになった場合に何か格差があるのでしょうか。

○政府参考人(浦西友義君) 法的効果についての御質問でございますが、民法上は指名債権譲渡の要件といたしまして、通知または債務者がこれを承諾するということになっておりまして、必ずしも承諾ということが条件になっているわけではございません。

○参考人(花野昭男君) お答えを申し上げます。現在、京都みやこ信金及び京都信用金庫につきましては、来年一月の事業譲渡に向けた作業が鋭意進められておるところでございます。

議員御指摘の承諾書の件につきましては、RCCへ譲渡される予定の債務者につきましては円滑かつ円満な債権譲渡が行われますよう、できる限り債務者の承諾を得よう両信金に對しましてRCCからお願いをしているところでございますが、RCCから信金の職員に對しまして先生御指摘のような対応を指示したことはない聞いてございす。

なお、債務者の承諾が得られない場合は、今、浦西参事官が述べになりましたように、債務者への通知をもつて承諾と同様の効果が得られるとされておりますので、結果的に押印の有無による対応の違いがRCCにおいて行われるということはないと承知しております。

○西山登紀子君 二信金に対する白紙委任の、ここにありますよ、こういう証書を持たせて、判を押してくださいと。押さなかつた場合と押した場合では、後、行った先が対応が違いますよと、実際言われているんですよ。知らないとしたら金融庁の監督不十分ですよ、これは。知ってやらせているとしたらもう問題ですよ、これは。

今、二信金がやらなければならぬことは、心からのおわびと借りがえだとかあらゆる手だてを含めた融資の相談じゃないでしょうか。こんな一

種のおどしを使つてどんどんRCC送りを進める、まさにこれは金融機関の恣意的なRCC送りの乱造だと言つても過言ではないと思ひます。絶対にやつてはならないことだと思ひます。信金のお客さんというのは、自分の地域の金庫のように親しくおつき合ひしてこられたお得意先であつて、会員なんです。まさに善良な借り手でございます。

今そういう事態がどんなにひどいかということ、これは地元のKBSテレビなんです、二〇〇〇年五月十二日に「ニュースしろの正面」ということで、この問題もテレビで大々的に報道されておりますし、私、まあ言葉は悪いですがRCC送りの乱造と言ひましたけれども、宇治の京都府宅建業協会宇治久世支部というところがあるんです。その役員の方々がわざわざ懇談を言ひられて、この間、十一月十一日に懇談をさせていただきましたけれども、そこではこんなふうになつていらつしやるんです。京都府下二十支部あるそうだけれども、合計八百三十の業者がいるんですが、そのうち七割が京都信用金庫をメインバンクにしてきた。その七割がRCC送りの通告を受けている。実数で四百社になる。約二分の一なんです。こういう小さな小さな業者さんが、会員の半分がRCC送りになる。私は、これはまさにRCC送りの乱造だ、これはあつてはならないことだというふうに思ひます。

それで、大臣にお伺ひしたいんですけれども、こういう事態を果たして自治体や政府やあるいは関係者が十分共通の認識ができていくかというところ、そうではないところがある問題です。ですから、緊急に実態調査をやつていただきたいと思ひます。

東京の墨田区や東大板では自治体が一軒一軒業者を訪ねて親身に相談に当たつていくわけですから、できないことはありません。国の積極的な後押しと対応があれば、これは関係自治体もやりやすくなると思ひます。一刻も早く窮状を把握す

るよう関係自治体と一緒に努力をしてほしいというのが一つ。

それから、今私は判このノルマ化と言いましたけれども、支店長がいなくなつて十分説明をしていないとか、あるいは合理的な理由も納得もいかないでただ判こを押せと、こういうRCC送りのやり方がされております。RCC送りの今のような乱造というのは、はかり知れない地域経済に影響を及ぼしますし、また悲劇を生むわけでもございますので、こういう点を直ちに改善する、そういう指導を行っていただきたいと思ひます。

大臣と金融庁と両方お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(平沼起夫君) 事業譲渡発表後、京都府内の政府系金融機関の支店及び京都信用保証協会に設置された相談窓口において、そういう非常に厳しい状況でございますから、中小零細企業の皆様方から大変相談が多く来ていることは事実でございます。

現地における中小企業の金融の動向についての情報交換及び意見交換を行うため、中小企業金融の円滑化及び事業譲渡作業の円滑化に資する趣旨で開催をされました中小企業金融に関する京都連絡会議、これは自治体、金融機関、中小企業団体等がメンバーになっておりますけれども、これは近畿財務局が主催して行われていたものであります。近畿通産局も二回、本年六月と八月でございますけれども、参加をさせていただいて情報交換に努めているところであります。来年一月の事業譲渡を目前に控えて譲渡作業が大詰めを迎えたことと、年末の金融繁忙期を迎えること等を踏まえて、RCCも交えて十二月初旬に第三回の会合を開催する、こういうことでよく状況を把握させていただきたい、こう思っております。

通産省といたしましては、中小企業をめぐる金融環境が厳しい状況からは御指摘のように完全に脱却をしております。そういう認識を持っております。今回お願いをしております法改正に盛り込んだ一般無担保保証の限度額の引き上げやセー

フティーネット保証の対象範囲の拡大、さらには政府系金融機関の貸付制度を含めたセーフティーネット対策の充実等の措置を講じることによつて、引き続き当省といたしましては中小企業に対する円滑な資金供給を図つてまいりたい。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、非常に厳しい状況に置かれております現地の企業の方々に對しては、そういう形でよく我々も実態を把握させていただいてきめ細かい対応をさせていただかなければならない、このように思っております。

○政府参考人(浦西友義君) 両信金に對しましては、債務者の理解を得るよう一層の努力をするように指示してあるわけでございます。

さらに、大臣よりお答えがございましたが、近畿財務局を中心として中小企業金融に関する京都連絡会議を十二月一日に開催する予定となつておりまして、さまざまな関係者が集まりまして事業譲渡作業の進捗状況あるいは円滑化等につきまして意見交換する予定になつております。また、年末の中小企業金融の円滑化につきましても、その会議において意見が交わされるということになつております。

○西山登紀子君 大臣の御答弁、もう少し具体的に今緊急な対策としてやっていたらどうかを御答弁いただきたいと思つておりましたけれども、今が大変なんです。十二月十八日までのこの期間、それから完全譲渡になる一月四日までのこの期間、これが非常に大変です。京都連絡会議は八月三十日に開いた以降開かれておりません。お聞きになるといふんですけれども、ぜひ私がある述べましたような実態を、何千件とあるわけですから、そういう実態をしつかりとつかんだ上で会合を開いていただきたいと思つております。

それで、時間が押してまいりましたけれども、RCC送りにならないようにする対策をまず打つていただきたい。今の信用保証法の特別保証制度のうちの七号、これが今度破綻認定されましたので使えるわけですが、この使えるというこ

ともなかなか知られていないということなので、ぜひ知らせていただくということが一つ。それから、RCC送りになった場合でも営業が続けられるように、その地域で家族がそろつて暮らせるような手厚い対策が求められていると思ふんですけれども、これはやっていただけですね。

○政府参考人(中村利雄君) 先生御指摘のように、二条の七号でございますが、これについてはさらに手厚い規定になつていくわけでございまして、つまり、九〇%を国が補てんするというところでございます。

これについては、従来、認定があつたときから適用することとございましてたけれども、この法案が提出されるという機会に運用の改善を図りまして、破綻の公表をもつて対象とするということにいたしております。これも活用できる道でございます。

私どもは、政府系金融機関や保証協会におきまして、RCCに債権譲渡をされたことのみをもつて融資や保証を断るのではなく、事業の継続性等、個々の中小企業者の実情を十分精査して与信審査を行つていくという方針でございまして、信用保証協会等に設置されました特別相談窓口に寄せられました相談の中には、RCCに債権譲渡をされた中小企業者からの新規借入れに関する申し込みも含まれておりまして、これに對して保証が実行されたものも存在するわけでございまして。

○参考人(花野昭男君) お答えを申し上げます。京都みやこ信金等から整理回収機構への債権の移管がまだ行われておりませんので一般論として申し上げますけれども、整理回収機構、RCCにおきましては、基本的には債務者に對しましては契約に従つた債務の履行を求めていくことになろうと存じます。

しかしながら、一方で誠意のある債務者の方ににつきましては、債務者の収益力あるいは担保、保証人、資金繰り状況等の実態把握に努めますとともに、債務者の立場にも配慮した上で回収を行うこととして聞いております。また、社長直

轄の相談室を設けまして、個別債務者からの申し出等に対応してきめの細かい対応を図つていくと承知しております。

預金保険機構といたしましても、整理回収機構の回収業務が今後適切に行われますよう指導、助言をしてまいりたいと存じております。

○西山登紀子君 最後に、大臣に二つお伺いします。今、京都の善良な中小企業の経営を圧迫し、家族を路頭に迷わせるような二信金の破綻ということが起こつておりますので、この特別保証枠の資金配分をさらに重点化して増額していただきたいということ、政府系金融機関の二信金関連の例えは特別枠を設けるなどの弾力的な対応をぜひしていただきたいというお願いが一つです。

もう一つは、和装産業は京都で倒産が相次いでおりますが、荒庄鳴河などの和装関連の大型倒産で西陣、室町などが大変でございます。この倒産に関連いたしまして、倒産関連の指定がまだされていないようなんですけれども、大臣のイニシアでぜひ早くお願いをしたいという、二つをお願いをして質問を終わります。

○国務大臣(平沼起夫君) 特別保証制度というのは、これは異例特例の措置でございます。一年間延長して来年の三月まででございます。

したがしまして、来年の三月まではこの特別保証制度というのは存続をするわけでございましてけれども、やはりいろいろな状況から、来年の四月以降、今お願いをしております新たな一般保証制度で、これは両方合わせますと一億六千万までの保証という形で、今まで担保中心主義だったものも、きめ細かくそういう事業者の姿勢やそれから事業の将来性、そういうところに着目をして保証させていただく、こういうことで我々としては対処していきたいと思つております。

それから、京都の場合、和装関連企業の倒産が関連中小企業に大変大きな影響を与えることはよく承知をしておりますので、その対応策といたしまして、平成十二年五月十二日に中小公庫、商工中

金及び国民公庫に和装・繊維業界関連特別相談窓口、今まで二十六件の御相談があり、十件の貸し付け約二億四千万の実績があるわけでございますけれども、不況対策の一環として絹織物及び織物卸売業について別枠で信用保証を受けられる等の特別措置の対象となる特定業種の指定を行っているところでございます。

また、御指摘の鳴河、荒庄鳴河については、十月末に破産申請を行ったことは承知しております。連鎖倒産を防止し関連中小企業への悪影響を軽減するため、倒産企業を個々に指定をいたしまして、当該企業に対して売掛金債権等を有する中小企業者に別枠で信用保証を受けられる等の措置を講ずる倒産関連保証制度があります。

現在、両社がこの制度の対象企業としての指定要件に適合するかどうかについて調査を行っております。今後とも関連中小企業に対する円滑な資金供給に万全を期していきたい、こういうことで今調査を行って、そして大きな影響が出ないよう一生懸命努力をしていきたい、このように思っております。

○西山登紀子君　ありがとうございます。

○梶原敬義君　二十分間でありまして、また意を尽くした質問がでないとと思いますが、御協力をお願いいたします。

私は、今この厳しい状況の中で、この貸し渋り特別保証制度を本当はもう一年ぐらい継続した方がいんじゃないかと、こういう観点に立っております。お聞きをしたいと思っております。

問題は、中小企業の経営者と話をしていますと、大銀行はいない、悪くなった国が応援してくれない、あるいはそこもいらない、あるいはゼネコンの大手も間接的には銀行を通じて国の支援が行くような形になっている、我々ももう即勝負だ、こういうことをよく聞くんです。振り返ってみますと、今日のこの長期不況というのは、私は政治に責任がある、あるいは金融機関に責任がある、あるいは大手ゼネコンにも大変責任がある、このように思います。

中曽根さんが総理大臣のときに、アメリカの双子の赤字の問題をめぐりまして、テレビに国民向けに後ろに黒板なんか置いて、一人幾ら買えば幾らだという、要するにドル減らしの話を国民にしましたね。ロン・ヤスの間柄ということでもアメリカの双子の赤字に対して日本が協力をするというようなことをずっとやって、そして、その後何をやったかという、民話、民話と。民間の土建業者や不動産業界の大もたちは、要するに社長さんクラスは、あとは民間に任せてください、回りのことを政府はやってください。例えば建物の容積率を上げるとか下げるとか、そういうことをやってくださいということと、どんどんして、パブルに火をつけていきましたね。

一方、金融機関は、直接不動産投資や何かはやらなからノンバンクをつくりまして、そしてどんどんやりました。それに対する大蔵省や日銀の監督・検査は、現場に行つた検査官はこれは大変なことだということを指摘しながら、課長の段階、上上がった段階で全部それは消えて、もみ消されていった。

一体全体、パブルを放置した大蔵省の責任はだれも責任をとっていない、政治も。日銀もとっていない。こういう状況なんですよ。それがなお今日ずっと引き続いて、ゼネコンの不良債権の問題、大きな金融機関というのは非常にまだ不良債権問題で大変な状況なんですね。

ですから、私は、竹下、宮澤、中曽根と、こういう人の責任も非常に大きいんだが、宮澤さんは大戦犯でありながら責任をとらないで営々として今大蔵大臣をやっているんです。こんな国は本当におかしいと思うんです。太平洋戦争のときは、日本の戦争を始めた軍部は、本来なら戦争をやめるときに自分たちが決断するべきところを天皇陛下に持つていって玉音放送でやつてもらった。しかし、国際戦犯の關係もあつて責任者はやつぱり出ましたが、今度のパブルの経済戦争については、だれも公的な機関、国も大蔵省、日銀も、あるいは各銀行の頭取クラス、パブルを踊つ

た人たちがだれも責任をとらぬ。そういう状況がまだ延々と続いておるわけですから、これはやつぱり何らかの形で通産大臣も閣議の中で議論をしていただきたいと思ひます。

私は、トータルでいきますと五千万と五千万の無担保資金が八千万になり、一千万円の貸し渋り資金がこれも消えると、こういう状況ですから、これはちよつと今の段階ではまだ早いんじゃないかと。パブルのときは日本列島改造論あるいは石油危機、あの状況でもやつぱり景気がよくなるまでは十年ちよつと越してかかっておりますね、プラザ合意の前後までかかっておりますから。

今度の場合、この不況というのは本当に金融機関やゼネコンや不動産業者、そこが結局踊つて最後はばばを引いたわけですから、これはまだ少しかかると思ふんですよ。これはかかると思ふんです。本格的に消費が回復して景気がよくなるまでにはかかると思ふ。だから、今なぜかという疑問を私は最初に持ちました。

長いこと言いましたが、何かあれば。

○国務大臣(平沼赳夫君)　日本が、失われた九〇年代と、こういうふうになつておりました、大変な経済のかじ取りを失敗して、そのために国民の皆様方が大変厳しい目に遭つておる、そういうことは一面私はおつちやつたこと、ある意味ではそのとおりだと、こういうふうになつております。

そのために、大銀行あるいは大企業、そういったところと連つて中小零細企業の皆さん方が大変日々の経営活動で困られておる、こういうことで、やはり政府が乗り出してお助けをしなればならない、こういうことで異例特別の措置としてこの特別保証制度を創設させていただきました。

そしてさらに、昨年一年間延長いたしました来年の三月、こういう形で、もうこれはあえて数字を申し上げることもないわけでありまして、けれども、百四十三万社の方々に利用していただきまして大変大きな効果があつたと思ひます。

委員はこれをもう少し延長すべきではないかと、こういう御指摘でございますけれども、しかしこれは繰り返すにようになりますけれども、異例特別の措置で一年延長をいたしました。そして、昨年の十月にはまだ貸し渋りがあると、こう言つていた方々が三五%でございましたけれども、これが今一九・六%まで下がつてきています。

こういう状況を勘案いたしますと、もう異例特別の措置じゃなくて、やはり現実には中小零細企業の方々はまだまだお困りなから、したがって、今して継続性を持つ意味でも、来年の四月以降、今お願いをしております一般保証制度に切りかえて、そして内容も充実をさせていただきます、先ほど触れましたけれども、今まではどちらかというと土地を中心とする担保主義でございましたけれども、むしろこれからは、担保もそれは重要なファクターでありますけれども、経営姿勢ですとか経営実態ですとか経営者の能力あるいはその業態の将来性、こういったところにも着目させていただきますながらきめ細かい対応をして、むしろ特別保証制度から一般保証制度で枠を広げて、そしてセーフティーネットをきちんとつけてやっていこう、こういうことでございます。

もう少し延長しろと、こういう御意見は御意見としてわかるわけでございますけれども、今申し上げたようなそういう理由の中で、さらに発展、延長した形でやらせていただきたい、このように思つておるところでございます。

○梶原敬義君　私もちよつと与党のときに、この信用保証枠の拡大の問題を入れるのに大変だったんです。それで、与党三党の山崎さん、及川さん、それからお見えの水野さんもうさうだったです。そのときに我が党は少しづつ入れていくのに大変だったんです。これを拡大する、それはやつぱり読みとしては、信用保証協会の役割というのはこれは現場に密着していますから、その点で強く主張したんですが、今大臣言われましたように、確かに二十兆円の枠を拡大されたことについてはよかったと思つておりますが、まだ少

し本格的な景気回復までにはいきません。実質的な貸し渋り、どういう状況が出ているかという、金融機関は金を貸しますよ、こう言うんだそうです。けれども、金利はこうですと、非常に高い金利をぶつけてくるんだそうです。実質借りられないような状況で合理的な貸し渋りを今やっている。そういう状況でありますから、ぜひこの目配りをしていただきたいと思っています。

それから、政府系金融機関がありますね。商工中金や中小企業金融公庫、国民金融公庫がありますが、どうも私はこれらのやり口を見て、このところ本場に役に立っているのかどうか、むしろ信用保証協会が無担保で保証するというところとそこに集まるように、政府系三金融機関の役割というのはどうも最近何か型にはまって、生きた仕事をしていないんじゃないかという気がしています。

その点についてはぜひ御検討したいと思いますが、要らないといえどもそれまでですが、要らないというのか、要るのならばもつと生きた仕事をしてもらうような形に指導してもらえないのか、お聞きしたいと思っています。

○政府参考人(中村利雄君) 信用保証協会も政府系金融機関も、民間金融機関から貸し付けを受けることが困難な中小企業者に対する資金供給の円滑化という点では目的を同じくするものでございます。

ただ、信用保証協会は、信用力あるいは担保力の不足によりまして民間金融機関から貸し付けを受けることが困難である中小企業者に対して、その債務を保証することによって中小企業者の資金供給を円滑化するという方法をとっているわけでございます。

したがって、信用保証協会は民間金融機関の行う融資の信用補完機能を果たすということでございます。補完機能を果たすということによって金融の円滑化を図るということでございまして、資金そのものは民間金融機

関の資金であるとともに、償還期間とか貸出金利は民間金融機関にゆだねられているという特色を持つわけでございます。

他方、中小公庫等の政府系金融機関は、財投資金を活用することによりまして中小企業者に対して長期固定金利の低利資金を安定的に供給するという役割を果たしているわけでございます。

したがって、中小企業者にとって信用保証協会と政府系金融機関とは相補う関係にある、両方に私どもは考えているわけでございます。

今般の中小企業金融対策におきましても、信用保証制度の拡充に加えまして、担保徴求等の緩和を図るといような改善を加えているところでございます。

○梶原敬義君 そこで、今そういうお話ですが、よくわかるんです。ただ、やっぱり政府系金融機関も実績主義ですね。もう悪いところは貸さない、それから担保のないところへは貸さないと、非常に厳しいですね。

私は、経営は担保だけじゃなくて、中小企業の経営者を見ますと、朝早い五時ごろ起きていく経営者というのは大体成功しているんですね。ずつと見てきて成功しているんですね。だから、担保だけで金を貸したり、あるいは業績だけでというより、何かもつと政府系金融機関もそういう面の配慮とか、企業を育成する役目も担ってほしい、このように思います。意見だけではありません。

次に、代位弁済の状況なんです。調査室からいただいた数字、平成十年十月から平成十二年十月までの数字を持っておりますが、高いところは三・六％近い代位弁済率でありますし、低いところは〇・六％台なんです。非常に代位弁済率がばらついております。

私は二つのことが言えると思います。一つは、低いところは貸し渋り資金、要求があっても貸さない、厳しい審査をしているところがある

と思うんです。一つは、もう貸し過ぎて回収をしなければならぬ、代位弁済をしなきゃならぬという面。むしろ、地域によりましては貸し渋りの信用保証協会もあるんですね。非常に厳しいところがあるんです。

九州で見ますと、例えば福岡県はこの間に代位弁済の率が一・八五％、佐賀県が二・〇七％、長崎県が一・一九％、それから熊本県が一・三五％、大分県が一・〇二％、宮崎県が二・八八％です。一・〇二％の大分県の場合は非常に厳しいんです。だから、貸す前が厳しいものですか、なかなか貸さぬものですか、代位弁済率も低いんです。

こういうことが全国的にばらつきが物すごくあるものですから、何かこの辺の甘いところと辛過ぎるところを両方調整するようなことを少し検討してもらえないかどうか。いかがでしょう。

○政府参考人(中村利雄君) 先生御指摘のとおり、各県ごとの代位弁済率については相当なばらつきがあることは事実でございます。

ただ、各地域におきまして、業種の構成でございまして、あるいは大型倒産が発生したかどうかとか、地域の実情が相当異なるわけでございまして、その辺で各信用保証協会によって差異が出てくるのではないかとふうに思っているわけでございまして。したがって、代位弁済率の低い協会が保証渋りを行っているのではないかとはいえませんが、いづれにしても目的がそういう貸し渋り対策として特別保証については行われているわけでございまして、そういう認識に立って各保証協会がしっかりとやらなければいけないということでございます。

具体的に申し上げますと、平成十年年度から十一年度にかけて各地域とも中小企業向け貸出高が減少傾向にある中で、各信用保証協会の保証利用は逆に増加をいたしているわけでございます。

○梶原敬義君 言っているのは、やっぱり貸し渋りのような厳しい信用保証協会があるのではない

か、あるいは逆に甘いところもあるのではないかと。甘いところは少し厳しくして、厳しいところは少し甘くするようなことの御指導を検討してもらえないかということでもあります。よろしくお願いたします。

次に、最後に、代位弁済後の求償権回収業務ですね。何かサービサーとかなんか言いますが、ややこしい名前ですが、求償権の回収業務をする会社は、本法律案ではまた新たに債権回収会社をつくるということらしいんですが、どうもこの法案だけではよくわかりません。どういうことを具体的に考えておつてやろうとしているのか。

○政務次官(伊藤達也君) お答えをさせていただきます。

現在、信用保証協会の有する求償権の残高というのは年々累増しております。今後さらに特別保証制度の実施においてこの無担保の求償権が増えていくということを踏まえまると、現有の保証協会の回収人員のみにする対応は困難であるというふうに考えております。そこで、先生御指摘がございましたように、新たに回収体制を強化して効率的な回収を行うために回収業務の一部をサービサーに委託をするということを検討しているところであります。

委託による回収を行うに当たっては、回収業務は本来的には信用保証協会の業務であり、中小企業政策の一環として債務者の状況を踏まえ適切な回収計画を策定して対応すべきであることから、委託先となるサービサー会社は保証協会との連携を保ちつつ回収業務を行うことが必要であり、現在、各保証協会の共同出資によるサービサー会社を設立し、これを活用する方向で検討をいたしております。

委託の対象となる求償権の範囲や金額については現在検討中であり、その結果いかんによってサービサー会社による回収見込み金額は大きく異なることとなります。基本的には、特別保証制度にかかわる求償権については無担保保証が大半であります。第三者保証人も徴求していないことか

ら、長期にわたって地道に回収をしていかなければならないと考えております。

また、保証協会との連携の必要性から、保証協会が共同で設立することを検討しているサービサー会社は各保証協会ごとに営業所を設置するという方向で検討しております。九州の地域でも各県の保証協会ごとに営業所を設置する、こういう方向で現在検討をしているところでございます。

○梶原敬義君 ちよつといいですか。

例えば、新しい話ですから、日本全国に幾つぐらいつくるのか。九州に一つとか、そしてプロックごとにやるのか。そこはいかがですか。

○政府参考人(中村利雄君) サービサー会社につきましては、五十二の信用保証協会が共同して設立するというところでございます。したがって、一社でございます。

○梶原敬義君 一社。

○政府参考人(中村利雄君) はい、さようでございます。

各保証協会ごとに一応営業所を設置する方向で検討いたしております。

○水野誠一君 私は、以前の質問の中で、特別信用保証をめぐる事故率あるいは回収率とその回収機関であります、今も御質問ありましたけれども、サービサーについて触れてまいりました。今回の法案にはそのサービサーの法的位置づけを整備する措置も盛り込まれているということで、私はその効果に期待をしたいと思っております。また一方では、その運営については非常に慎重に対応していただきたいと思っております。

また、特別信用保証には一定の効果、これは認めておりますが、決して無軌道な運営がされるべきではないということも申し上げてまいりました。これはまさに緊急の貸し渋り対策で、効果はあるんだけれども、一方で非常に副作用も伴う強力なモルヒネだっただけだと思っております。特別保証を予定どおり来年三月で一段落させるということについては、中小企業に対する健全な金

融支援環境を構築するという観点からも妥当であるとは考えております。

さてそこで、今回の法改正の柱でもあります。従来、一般保証無担保保険の上限額を引き上げるといふ点について、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

普通保険あるいは無担保保険、特別小口保険の一般保証三本柱について、それぞれの付保限度額を引き上げが過去にも何度か行われてきたという経緯は承知しております。このうち無担保保険については、従来五千万までとされてきた上限額を引き上げるのが今回の措置だと理解をしておりますが、なぜこれを八千万まで引き上げるのか、この点を伺いたいと思っております。

いただいている資料に平成十一年度の無担保保険の利用額分布状況を記したものがありますが、これを拝見しますと、特別保証五千万枠と一般保証無担保保険五千万枠を合わせて一億円枠ですね。もう八千万以下の申し込みがほとんどだと。これの数字を見ますと、百九十万件の利用件数全体のうち九八％、九八・二％ですか、これをカバーするという数字が出ております。なるほど、でありますから、従来、一般保証枠を八千万まで拡大すれば特別保証枠の五千万円を打ち切ってもほとんどの申し込みはカバーできる、混乱は少ないということかも知れません。しかし、これは六千万円以下の申し込みはどうかというところ、これは全体件数の九五％、九四・七％ですね、正確に言えば、をカバーしており、従来の五千万円枠でも全体の九二・五％までをカバーしている。カバレッジ率を数％引き上げることの意味が全くないとは私は思いませんが、これらの数字だけで上限を八千万までと設定する根拠としてはいささか希薄なのではないかと思っております。

逆に言えば、八千万までに引き上げても二％が外れてくる。この二％の中にも非常に質の高い借り手がいる可能性というところがあるわけでありまして、カバレッジを上げるといふことだけがその理由だとするとちよつといかがかと思っておりますが、

この点について伺えればと思います。

○政府参考人(中村利雄君) 今回の無担保保証の限度額の引き上げの趣旨でございますけれども、一つは、臨時異例の措置である特別保証制度の円滑な終了に資するといふ点でございます。二つは、バブル崩壊後、担保価値が一貫して下落しておりまして、中小企業者の無担保による資金調達需要が相変らず強いと。この二つの目的にかなうということでございます。

現在のところは一般無担保保証の限度額が五千万円でございますが、別枠で特別保証の無担保枠五千万円がございまして、実質的には無担保保証限度が一億円であるのと同じ状況にあるわけでございます。

今回の見直しに当たりましては、現在の中小企業者の資金ニーズに的確に対応するという観点で八千万円というところに線を引いたわけでございます。

御指摘のように、八千万円が適切かどうかというの議論があるかと思っておりますけれども、私どもはやはり八千万円を上限といたしまして、約三万五千社の方々がそこから除外される。一方、九八％ぐらいの方がその対象になるということを見まして、今後特別保証の返済が進んでいくという中でその各企業が債務残高を一直線に減らしていくということとはなかなか難しい状況が続くのではないかということ、八千万円程度にすることが全体の資金需要をカバーしていくという観点で適当ではないかというふうに判断したわけでございます。

○水野誠一君 つまり申し上げたいことは、やっぱり質で見るといふことなんですね。額の上限というのはもちろんこれは法律でやりますし、制度ですからある限度を設けなければいけないというのがあるんですが、また、逆に言えば、今長官がおっしゃったそれ以上のところで漏れる二％という中にも、非常にこれは質の高い、また、だからこそその資金を必要としているところもあると思うので、私は、その辺のやはり運用とい

うことの中でこれはどういうふうにか救済できるのか、そういう視点も持って、また一方、八千万以下でも非常に厳しい審査、これも必要だということとを私は非常に痛感しているところであります。では、今のちよつと申し上げた審査の方法であるわけですが、今回、特別信用保証と一般保証で仕組みの上で最も大きく違うものというのが恐らく審査の方法なんじゃないかなと。特に特別信用保証はいわゆるネガティブリスト方式によって非常に柔軟に、言ってみればほとんど無審査とやられるほど利用のしやすいものだと言われるわけでありまして、しかし一般保証ではその企業の事業計画や財務状況など、多角的審査が行われるというふうには私は理解をしております。

そこで、再度、繰り返しになってしまふんですが、この審査方法の違いについてできるだけ詳しく御説明をいただければと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えをいたします。信用保証協会においては、個々の保証申し込みの審査に当たって、書面審査それから面接審査及び実地調査を適切に組み合わせるとともに、当該企業からの情報に加えて、必要に応じて当該企業の取引先、取引銀行、業界関係者等からも情報を収集し総合的な審査を行っております。

また、職員に対する研修等を通じて中小企業に対する審査能力の向上を図る、このことは必要だと思っております。日々の業務を通じてさらなる審査のノウハウの蓄積に努めている、こういうことが絶対に必要になってくると思っております。研修というのは、一つは通信講座による基礎研修を行ったり、また中堅職員に対する特別な研修を行う、それから企業診断の研修等、こういうことをきめ細かく行って能力の向上を図っていく、こういうふうな思っています。

今後とも信用保証協会に求められる役割を十分に踏まえて、個々の中小企業者の実情に応じた適切な対応に努めるように努力をしております。委員御指摘のように、やはりこれまでの特別保証と違いまして一般保証になりますので、そう

いったところは、国民の税金をお預かりする、こういう観点に立つて厳しく、そしてしかし、やはり困っている方々には迅速に出るように、また余り担保主義に偏らないようにそういう形で柔軟に対応しなければいけないと思っております。

○水野誠一君 次に、ちょっと保証人について確認をさせていただきたいんですが、特別信用保証では借入企業の代表者が保証人になることが可能だったというのに対して、一般保証では原則的に第三者を保証人として立てる必要があるはずであります。しかし、それも運用で必ずしも必要でない場合があるとも聞いておりますが、この点はどのように整理されているのでしょうか。

○政府参考人(中村利雄君) まず、特別保証におきましては、第三者保証人は限度額いっぱいまで徴求しないという運用をいたしてまいりました。一般保証におきましては、従来は二千五百万円まで徴求しないということでございます。合わせますと、両方借りている、保証を受け取られる方は、七千五百万円まで第三者保証人は要らないということになっていたわけでございますが、そうした状況を踏まえまして、八千万円になった場合に、五千万円まで第三者保証人を徴求しないという方向で現在検討いたしております。

それは、やはり先ほどの円滑な終了に資するという観点からそのような考えを持っているわけでございます。従来のルールは二分の一でということでございますので、それを適用いたしますと四千万でございますが、そういう趣旨から五千万円で検討いたしております。

○水野誠一君 今の質問はわかりました。中小企業の資金調達環境について、どうも私は今回の議論を聞いておりますと二つの見方が使い分けられているように思われます。依然貸し渋りは厳しいのだから特別信用保証はまだ継続すべきではないかと言えば、通産省は、いかに少し前に比べれば改善しているから、かなり経済状況が改善されているから大丈夫だという話になる。ではなぜ一般無担保保証を拡大するのかと問えば、

まだ安心できる状況とは言えないからさらなる手厚い支援が必要だというわけでありまして、多少私はそのあたりが二つの立場が使い分けられているなという感じがするんです。

あわせて、保証枠が幾らふえるか減るかという議論もさることながら、特別信用保証を打ち切った一般無担保保証を拡大するというのが信用保証制度にどのような質的な変化をもたらすのか、あるいは中小企業や民間金融機関にどのような変化を期待するのかというメッセージを明確にしたいいただきたいと私は思います。そのためには審査や債権回収のあり方がどう変わるかという点は非常に重要な点でありまして、政府に対しては今後も的確に運用状況を把握していただきたい、かように希望するところでありますが、この点について大臣、何か御所見なり御意見があれば伺いたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 水野委員御指摘のとおり、やはりこれは的確にそういう状況を把握しなければいけない、このことは鋭意我々も今後努力をさせていただきたいと思っております。

この特別保証終了後、一般保証制度に移るわけでございますけれども、これは御承知のようにネガティブリストによるそういう方式じゃなくて、一般保証、こういう制度に移るわけでありましてけれども、しかし例えばその融資先、保証先が欠損が生じていても、早期に業況が回復あるいは利益計上が見込まれる場合とか、そういう場合には欠損が出てくるからというその理由だけで全部断る、そういうことじゃなくて、やっぱりそこは個々の中小企業者の実情に即したきめの細かい審査を通じた総合的な判断、こういうことを行って、中小企業者に対する円滑な資金供給を行ってまいりたい。

ですから、審査が厳しくなるんじゃないか、こういう一面御指摘もありますけれども、そうじゃなくてやはり柔軟にきめ細かく対応して中小企業者の皆様方に安心をしていただく、こういうふう

に思っております。

いたしております。しかし、モラルハザードを招いたことだけは事実でありまして、当時、深谷通産大臣は、全体的に見れば全く特異な例である、昨年の秋の中小企業国会でも信用保険法の改正時にやっぱりこういう議論があつたんですけれども、ここであんな言っても仕方がないことだと思ひます。

それから、最後になるんですが、以前質問をしましてまいりました特別保証の代位弁済率、これはほかの委員からも質問が出ておりますが、あらかじめ想定していた一〇％よりはるかに小さい一・八二％だと、こういうお答えが返ってくるわけでありまして、これは、しかし見直していきますと、分母が二十数兆円という巨額であるからこの一・八二％は大変小さな数字だというふうに見えるわけなんです。件数で見ると月二万件以上、金額では累計四千三百億円という決して小さいとは言えない数字であるわけでございます。これを再保険によつて中小企業総合事業団が八割補てんするわけですが、事業団は国の全額出資特殊法人で、毎年相当の資金が国から入ってくるということでありまして、最終的には国民全体が負担するスキームが含まれているわけでありまして。

代位弁済率一・八二％という数字をよしとするのではなくて、この点についても政府には厳密な視点を持って適正な運営確保をお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○渡辺秀央君 大体問題点は出尽くしてしまいましたが、一、二点、ちょっと私の感ずる点を申し上げて、要望も兼ね、御意見も承っておきたいと思ひます。

基本的には、この法律の改正については賛成をさせていただきます。ただ、この政策は、一昨年来の実施状況、いろんな今までの反省それから長所、いろいろ議論がありました。一定の効果があつたことだけは間違いないというふうには、お互いにこれは私どもも与党のときのことでもあり、手前みそではありませんが、そういう感じは

そこ、なるべく早く終わってほしいという要望もあるようですから、かいつまんで私がちよつと三段跳びで申し上げますけれども、今までの審査体制の話も同僚議員からありました。あるいはまた、ほかの同僚議員からも審査のことについてありましたが、この審査基準ということについて、これは事務当局であるが、長官、もう少し工夫が必要じゃないかと思ひます。自主性や個別事情を重視すると包括的な非常に緩い審査基準になつてしまふし、厳格な基準にすると不正防止にはなるけれども小言が出てくる。全国一律の何かいい方法というのは基本的にあるんだろうと思ひますけれども、それをある程度公開する、まず一つは。そういうことをやることによって不正防止の一つはなる。要するに、変なブローカーみたいなのはとんでもない話で、ここへ私が新聞記事も切り抜いて持ってきていますが、時間がなければ早く終わりますけれども、何か考える意欲、おありですか、意欲。

○政府参考人(中村利雄君) 審査基準につきましては、臨時異例の措置として全額国の財政負担で創設しました特別保証制度につきましては、全国統一のネガティブリスト方式で取り扱ってまいりました。もちろん個々の判断、大幅な債務超過かどうか、判断という点はそれぞれの保証協会の裁量によつたところがございます。

来年三月の制度終了後は、いわゆるネガティブリスト方式による審査ではなくなるわけでございまして、個々の中小企業者の実情に即したきめ細かな審査を通じた総合的な判断を行うことになるわけでございます。これまでも一般保証におきましていわば最低限

の共通の基準はあつたわけですが、地域経済の特性や自治体ごとの融資制度との関係などを配慮して、これまで協会ごとに独自の基準を置くことを容認してまいつたわけでございます。

今回の悪用事件の反省を踏まえまして、今後どこまで運用の共通化を図ることができるかという点について、先生の御指摘を踏まえまして模索してまいりたいと考えております。

○渡辺秀央君　もう一つは、大臣、この制度が変更されると、さつきもちよつと同僚議員の危惧の念が披瀝されたままに終わつていますが、私は年末を控えて精神的に中小企業者に及ぼす影響というのがあると思うんです。これは来年からなくなるねと、五千万、返さなきゃいかぬねということ。しかし、こつちの方の八千万の枠はできました。この新しい法律ができて、そして古いというか今までのやつが取りやめになる。この間の融資の実務面がスムーズにいきまないと、こういう制度というのは時間がたてばかなり効果が出るんです。しかし、問題はこの制度に移行したとき、そこが一番問題なんです。今までの私の若干の経験上。

だから、その辺をぜひ現場に対して大臣から相当な注意を、あるいはまた期待を、希望をぜひ各機関に、金融機関を初めとして保証協会はもちろんですけれども、そこをぜひスムーズに、円滑にいくようにしていただくことが一番大事なことではないかという感じがしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君)　それは渡辺委員御指摘のとおりだと思つております。

そこで、来年の三月で新しい制度に相なるわけでございますけれども、そのことはやはり周知徹底をするし、また既往の債務に關しまして、その企業の実情に応じて、例えば月五十万円返済していた方々はその実情によつて苦しいんだつたら、それを例えば少し緩和するような条件で返済していただいてもいい、そういうこともやはり皆さん方に知つておいていただかなければなりません。

そういう意味で、私も通産省は、中小企業庁を中心とするような制度が変わるということに對して、その内容でありまつか、それから今後どういう形になるかとか、そういうことを周知徹底をさせていただいて、皆様方がいたずらな不安を抱かないように万全の措置を講じてまいりたい、このように思つております。

○渡辺秀央君　この点だけはちよつと質問をしつかりいたしておきたいと思ひますが、中小企業に對する貸し渋りがいまだに厳しい状況ですよ。これはもう地方では何だかんだ言つてもなかなか厳しい。倒産もふえている、しかもまた自殺者もふえている。こういう実態だけはきちんと認識した上で、この貸し渋りの基本に立ち返つて考えてみると、金融機関が融資をする際にいわゆる担保に頼らざるを得ないという状況があるからだと思うんです。しかし、中小企業は大企業に比べて担保が不足しがちであることは言うまでもありませんし、金融機関が中小企業の経営状況や財務状況を分析していわゆる与信管理をしようにも、ノウハウや同業他社のデータが不足していると言われているわけですね。

これはさつき大臣の答弁の中にもありました。金融機関が共同で中小企業信用情報のデータベースを構築し、中小企業の融資を促進するためのインフラ整備が行われているということも私は承知いたしております。また、全国各地の信用保証協会でも、政府系金融機関なども中小企業信用リスク情報データベースの構築に乗り出しているようでもあります。

今後、こうしたデータに基づく信用リスク評価システムが構築されれば、いわゆる健全な財務体質や将来性のある技術を持ちながら担保が不足しているために融資を受けられなかった中小企業、今ほどお話をございましたが、水野議員からもありました。その資金調達で、そういうデータベースが全国的にきちんとなつておればこれは極めて容易ではないかなと。また、そういう意味に

おいては、中小企業者というのは非常な意欲と使命感に燃えて、この自由主義経済、弱肉強食、そういう時代であつても、我々は政治の恩恵あるいはまたある意味における自由主義経済の中の恩恵に浴することができるといふような気持ちを持つことはできると思ふんですね。

そこで、こうしたシステムを強化、普及するため中小企業金融公庫や信用保証協会などを改組して、改組と言つてまたすぐみんが、現職の役人たちがぎゅつとなつちやうんだけれども、そこは言葉上の問題として、なるべく早く改組、改善をしながら中小企業の財務や信用評価を専門業務とする特別の調査・評価機関の設置を検討されてはどうでしょうか。

場合によつて私はこれは合わせ技で、中小企業金融公庫や信用保証協会というのは別の趣旨できていてというのは、すぐ役所の諸君たちは言うんです。だけれども、そこを合わせ技でやつぱり考えてみる時期に來たのではないかなという感じがします。そうでないと、根本的にこれはいろんな政策をやつていってもイタチごっこ、そんな感じがしましてね。基礎的なデータベースを確立するために大臣の、今すぐとは言いませんが、ぜひ御検討を期待いたします。

一言決意をお聞きいたして、質問を終わります。

○国務大臣(平沼赳夫君)　確かに、御指摘のように非常に今担保主義、特に民間金融機関は担保主義に偏つております。ですから、そういうことを是正するために、やはり民間金融機関も巻き込んだ形でそういう信用データベースをきちつと構築する、こういうことが大事でございまして、長期的な視野に立つて、今先生御指摘の面も含めて鋭意検討させていただきます、このように思つております。

○渡辺秀央君　終わります。

○委員長(加藤紀文君)　他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について西山登紀子さんから発言を

求められておりますので、この際、これを許します。西山登紀子さん。

○西山登紀子君　私は、日本共産党を代表して、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案に對する修正案について、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

今回提案された中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案には、無担保保証の限度額の拡大や倒産関連保証の拡充など、我が党も要求してきた中小企業の資金調達に資する内容が含まれております。しかし、こうした部分的な改善があつたとしても、現在、倒産関連保証の大部分を占めている貸し渋り条項の削除による中小企業金融安定化特別保証制度の打ち切りで、結果的に保証対象が大きく狭められるものとなります。

中小企業をめぐる金融環境は依然厳しく、資金調達に関する各種の調査結果を見ても、融資先の選別や貸し渋りはなくなつておりません。例えば、中小企業総合事業団の中小企業景況調査では、ことし七・九月期の資金繰りDIが前年同月比でマイナス二五・四と、悪化幅が拡大しています。さらに、帝国データバンクによると、中小企業への貸出金が件数で四十八万件も減少しているなど、金融機関による融資先の選別が進んでいることが裏づけられています。

本修正案は、こうした現状を踏まえ、特別保証制度の根拠条項である中小企業信用保険法第二条第三項第六号、いわゆる貸し渋り条項の削除を行わないようにするものです。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださることを期待し、私の提案理由説明といたします。

○委員長(加藤紀文君)　これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○西山登紀子君　私は、日本共産党を代表して、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案に對する反対討論を行います。

す。

政府が本法案を提出した目的は、中小企業金融安定化特別保証制度を来年三月末で打ち切るために、その根拠条項を削除することにあります。

政府が打ち切ろうとしている中小企業金融安定化特別保証制度は、中小企業に対する未曾有の貸し渋り対策として九八年十月に創設され、以来この二年間に、件数で百四十三万件、金額で二十四兆円を超える保証実績を上げるなど、まさに中小業者の命綱とも言える役割を果たしてきました。

政府は、特別保証制度打ち切りの理由として、中小企業の金融環境が改善したと説明しています。しかし、依然、中小企業に対する金融機関の貸し渋りがなくなっていないことは、資金調達に關する各種の調査結果を見ても明らかです。

特別保証制度の延長は、多くの中小業者の切実な声です。現時点で中小企業の命綱であるこの制度を打ち切ることは容認できません。

中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るというなら、特別小口保険の無担保保険との併用を認め、無担保無保証人融資制度の利用を広げること、また信用保証協会や中小企業総合事業団への出資と補助金をふやし、信用保証を拡大するなど、真に中小業者の資金調達を支えるものにすべきであることを最後に指摘いたしました。反対討論といたします。

○委員長(加藤紀文君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、西山さん提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤紀文君) 少数と認めます。よって、西山さん提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤紀文君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

円より子さんより発言を求められておりますので、これを許します。円より子さん。

○円より子君 私は、ただいま可決されました中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、無所属の会及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業信用保証制度を悪用した不正行為を厳に排除するため、信用保証協会の審査体制の整備と審査基準の明確化を含めた制度運営の一層の透明化に努めること。

また、代位弁済の増加に対応するため、信用保証協会の債権回収体制を強化するとともに、債務者の状況を踏まえた適切な回収に努めること。

二 無担保保険の限度額については、運用実績を踏まえ、見直しの期限前にも必要に応じて見直しを行うこと。

三 地方自治体から信用保証協会への天下りは、信用保証協会の専門性・公平性を損なうおそれがあることにかんがみ、その抑制に努めるよう指導すること。

四 信用保証協会の保証に係る既存債務については、返済期限の延長等の返済条件緩和を行うなど個々の中小企業の実情に応じた弾力的運用に努めるほか、信用保証協会を中心とした信用リスク評価システムの構築等により担保に頼らない中小企業金融が促進されるよう

引き続き支援していくこと。

五 中小企業総合事業団の信用保険部門の財政の悪化は、中小企業信用補完制度の存立を危うくするものであることにかんがみ、将来に向けた財政基盤の抜本的な強化策について速やかに検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) ただいま円さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。よって、円さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平沼通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平沼通商産業大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(加藤紀文君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれに散会いたします。

午前十一時五十九分散会

〔参照〕

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業

団法の一部を改正する法律案に対する修正

案 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第二条第三項第六号を削り、同項第七号を改め、同号を同項第六号とする改正規定中「第二条第三項第六号を削り、同項第七号を」を「加え、同号を同項第六号とする」に改める。

第一条のうち附則第五項の改正規定中「〔第二条第三項第七号〕を」を「〔第二条第三項第六号〕を」を削る。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 第一条中小企業信用保険法第二条第三項第七号の改正規定並びに附則第五条及び第七

条第二項の規定 平成十三年四月一日 附則第三条第一項中「第二条第三項第六号」の下に「又は第七号」を加え、「第六号関係特定中小企業者」を「第六号・第七号関係特定中小企業者」に改め、同条第二項中「第六号関係特定中小企業者」を「第六号・第七号関係特定中小企業者」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加える。

附則第五条中「第六号関係特定中小企業者」を「第六号・第七号関係特定中小企業者」に改める。

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律

第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「倒産関連中小企業者」を「特定中小企業者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。(内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

第二条第三項第六号を削り、同項第七号中「規定する破綻金融機関」の下に、「同条第十二項に規定する破綻金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行」を加え、同号を同項第六号とする。

第三条の二第一項及び第三項中「五千万円」を「八千万円」に改める。

第五条中「信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした

た借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額(給付の場合は、総払込額。以下同じ。)に対する割合を乗じて得た額」を「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額」に改め、「残額」の下に「(第八条において「回収後残額」という。)を加え、同条に次の各号を加える。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合(第三号に掲げる場合を除く。) 求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額(給付の場合は、総払込額。以下同じ。)に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者(特定中小企業者に限る。次号において同じ。)に対する求償権を行使するために債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。)に委託をした場合(次号に掲げる場合を除く。) 求償権を行使して取得した額から当該委託に要する費用(経済産業省令で定める方法により算出する費用に限る。以下「回収委託費用」という。)に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

第八条中「信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額」を「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額」に、「第五条に規定する残額」を「回収後残額」

に改め、同条に次の各号を加える。

一 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合(第三号に掲げる場合を除く。) 求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額

二 信用保証協会が当該中小企業者(特定中小企業者に限る。次号において同じ。)に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合(次号に掲げる場合を除く。) 求償権を行使して取得した額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

三 信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合 第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

第十二条の前の見出しを「(経営安定関連保証の特例)」に改め、同条中「(倒産関連保証)」を「(経営安定関連保証)」に、「(倒産関連中小企業者)」を「(特定中小企業者)」に改める。

第十三条及び第十四条中「(倒産関連保証)」を「(経営安定関連保証)」に改める。

附則第五項中「(倒産関連保証)」を「(経営安定関連保証)」に、「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第六号」に改める。

第二条 中小企業総合事業団法の一部改正

第十九号の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「作成し」の下に、「並びに当該半期における第三十七条第四項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め」を加える。

第二十六条第九項中「業務委託費」の下に「借入金の利子」を加える。

第三十七条第八項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項

から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 事業団は、第二十一条第一項第八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができ。

5 前項の規定による短期借入金の現在額は、第五条に規定する資本金(第三十三条第六項の規定により事業団が資本金を増加し又は減少したときは、その増加又は減少後の資本金)のうち第三十一条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に区分された額を超えることとなつてはならない。

6 第二項本文の規定は、第四項の規定による短期借入金について準用する。

第四十七条第一項第二号中「若しくは第六項」を「若しくは第九項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条及び第六条の規定 公布の日

二 第一条中中小企業信用保険法第二条第三項第六号を削る改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第六号とする改正規定及び同法附則第五項の改正規定(第二条第三項第七号)を「第二条第三項第六号」に改める部分に限る。並びに附則第五条及び第七条第二項の規定 平成十三年四月一日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の中小企業信用保険法以下「旧法」という。第二条第三項の規定による倒産関連中小企業者の認定を受けた中小企業者は、第一条の規定による改正後の中小企業信用保険法以下

「新法」という。第二条第三項の規定による特定中小企業者の認定を受けた中小企業者とみなす。

2 旧法第十二条に規定する倒産関連保証及びその保証に係る保険関係は、新法第十二条に規定する経営安定関連保証及びその保証に係る保険関係とみなす。

第三条 平成十三年三月三十一日までに新法第十二条に規定する経営安定関連保証（新法第三条の二第二項に規定する債務の保証であつて、新法第二条第三項第六号に該当することについて

の認定を受けた中小企業者（前条第一項の規定により新法第二条第三項第六号に該当することについての認定を受けた中小企業者とみなされる者を含む。以下「第六号関係特定中小企業者」という。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受けた中小企業者に係る新法第三条の二第二項に規定する無担保保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる新法の規定の適用については、新法第十二条の規定にかかわらず、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条の二第一項	経営安定関連保証に係る保険関係（中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二条第二項の規定により経営安定関連保証に係る保険関係とみなされるものを含む。）の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ五千万円及び八千万円
保険（価額）の合計額が八千万円	経営安定関連保証（平成十二年改正法附則第二条第二項の規定により経営安定関連保証とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ五千万円及び八千万円（経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者それぞれ五千万円及び八千万円から
第三条の二第三項	当該保証をした借入金の額が八千万円（当該債務者

2 平成十三年三月三十一日までに新法第十二条に規定する経営安定関連保証（新法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、第六号関係特定中小企業者（新法第二条第三項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当することについての認定を受けた中小企業者（前条第一項の規定により新法第二条第三項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当することについての認定を受けた中小企業者とみなされる者を含む。）を除く。）に係るものに限る。）を受けた中小企業者一人についての新法第三条の二第一項に規定

する無担保保険の保険関係（新法以外の法律に規定するものを除く。）の保険価額の合計額の限度額は、一億円とする。

第四条 中小企業総合事業団は、附則第一条本文に規定する施行日（以下この条において「施行日」という。）までに、施行日の属する半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第五条 平成十三年三月三十一日までに第六号関

係特定中小企業者について成立している新法第十二条に規定する経営安定関連保証に係る保険関係（附則第二条第二項の規定により新法第十二条に規定する経営安定関連保証に係る保険関係とみなされるものを含む。）については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第七条 政府は、新法第三条の二第一項の規定の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、当該規定の施行後における中小企業をめぐる金融の状況等を踏まえ、同項に規定する無担保保険の保険関係の保険価額の合計額の限度額について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後平成十五年三月三十一日までの間に、当該規定の施行後における中小企業をめぐる金融の状況等を踏まえ、新法附則第五項の規定に基づく措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）

第八条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「五千万円」を「八千万円」に、「一億円」を「一億六千万円」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第九条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「五千万円」を「八千万円」に改める。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨

時措置法の一部改正）

第十条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十一第四項中「第四条」の下に「（第五号（各号を除く。）を、第六号から第八号（各号を除く。）まで及び第九号）を加え、「（信用保証協会）」とあるのは「（指定支援機関）」と、を「同法第五条及び第八条中「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額」とあるのは「（指定支援機関が社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合は、求償権を行使して取得した額に、弁済をした社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額）」と、同法第五条中」に改める。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第十一条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「五千万円」を「八千万円」に、「一億円」を「一億六千万円」に改める。

（新事業創出促進法の一部改正）

第十二条 新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「五千万円」を「八千万円」に改める。

第十七条第一項中「第二条第五項」を「第二条第七項」に改める。

第二十四条第五項第一号中「第二条第七項各号」を「第二条第九項各号」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第二十七条の表中「第二条第五項」を「第二条第七項」に改める。

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国民本位の景気回復に関する請願（第一二四号）（第一二二五号）（第一二二六号）（第一二七号）（第一二八号）（第一二九号）（第一三〇号）（第一三十一号）（第一三二号）（第一三三号）（第一三四号）（第一三五号）（第一一三六号）（第一一三七号）（第一一三八号）（第一一三九号）（第一一四〇号）（第一一四一号）（第一一四二号）（第一一四三号）（第一一四四号）（第一一四五号）（第一一四六号）
- 一、原子力発電施設等の立地地域に対する振興施策の充実強化等に関する請願（第一一七六号）（第一一七七号）
- 一、フランチャイズ法（仮称）の制定に関する請願（第一三三三号）
- 一、原子力発電施設等の立地地域に対する振興施策の充実強化等に関する請願（第一二七二号）
- 一、原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願（第一三〇九号）（第一三二一号）

第一二四号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願
請願者 埼玉県新座市大和田五ノ二〇ノ二

一 高谷恵美外三千二十五名
紹介議員 阿部 幸代君

政府に経済の復調を強調しているが、国民の害感とは程遠い。失業率は依然として最悪の状態が続いており、中小業者の廃業・倒産が相次いでいる。景気を回復させ日本経済を再建させるには国民の暮らしを安定させるとともに、中小業者が社会の中で十分役割を発揮できるよう、地域経済の振興を図る必要がある。雇用機会の確保や地域

ついては、次の措置を採られたい。

一、中小企業・中小業者に対する支援を強め、地域経済・産業の活性化を図ることにより、中小業者を中心とした国民本位の景気回復を図ること。

二、無担保・保証人不要・無利子による長期融資の導入など、中小業者向けの融資制度を拡充するとともに、地域密着型の金融機関を守り育成すること。

三、大企業と中小業者間の取引の実態を調査するとともに、大企業の横暴を抑えた公正な取引のルールを確立すること。

第一一二五号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 群馬県安中市板鼻一ノ一〇三
佐藤喜久雄外三千二十五名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一一二六号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 北海道函館市中道一ノ三五ノ二
木村喜代治外三千二十五名
紹介議員 池田 幹幸君

第二二七号 平成十二年十一月十四日受理

国民本位の景氣回復に關する請願
請願者 群馬県多野郡吉井町本郷八〇五ノ
二七 江原幸江外三千二十五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一二二八号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景氣回復に関する請願
請願者 長野県木曽郡檜川村平沢一、六八

七 宮原尚武外三千二十五名
紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第一二九号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願
請願者 長崎県松浦市御厨町里免三〇九

勝山幸一郎外三千二十五名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである

第一三〇号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願
請願者 岡山県吉備郡真備町尾崎二七三

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一一三一号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景氣回復に關する請願
請願者 長崎県北松浦郡田平町山内免三

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三二号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

青柳守外三千二十五名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである
第一一三三号 平成十二年十一月十四日受理

国民本位の景気回復に関する請願
請願者 札幌市東区北二十八条東一五ノ
ノ一六 福士忠雄外三千二十五

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三四号 平成十二年十一月十四日受理

請願者 山形県西村山郡河北町西里六一五

後藤久幸外三千二十五名
紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一三五号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願
請願者 山形市江南一ノ二二ノ二九 古沢
志郎外三千二十五名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

国民本位の景気回復に関する請願
請願者 仙台市若林区沖野七ノ四ノ一七

今田満外三千二十五名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

国民本位の景気回復に関する請願
請願者 長崎県福江市大荒町一ノ二 内海

利隆外三千二十五名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一一三八号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 長崎県南高来郡布津町丙二、七五
一ノ一〇 山崎茂男外三千二十五
名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一三九号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に關する請願
請願者 北海道石狩市花川北四条二ノ八ノ

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四〇号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 長崎県島原市坂上町七、六三四
本田義朗外三千二十五名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四一号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 岡山県総社市栄六六九ノ四中
村博志外三千二十五名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四二号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 愛媛県越智郡菊間町池原六八
河 原田文次外三千二十五名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四三号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 兵庫県加東郡東条町東垂水四七
土肥千穀外三千二十五名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四四号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 兵庫県小野市王子町八七六 渡辺
邦雄外三千三十名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四五号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 愛媛県北条市辻一、〇〇三ノ九
中矢ハツエ外三千二十五名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一四六号 平成十二年十一月十四日受理
国民本位の景気回復に関する請願

請願者 兵庫県加西市東笠原町三ノ四 幸
田邦勝外三千二十五名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一七六号 平成十二年十一月十五日受理
原子力発電施設等の立地地域に対する振興施策の
充実強化等に関する請願

請願者 茨城県水戸市笠原町九七八ノ六
粕田良一外一名
紹介議員 狩野 安君
エネルギー資源の乏しい我が国にとって電力の
確保は極めて重要な課題であるが、原子力発電に
関する施策は十分とはいえない。中でも、原子力
発電施設等の立地地域は、電源三法交付金等の支
援制度によって生活環境・産業基盤等の整備が図
られ、地域振興に一定の成果を上げてきた。しか
し、広域的・恒久的な地域振興の観点からみ
ると、自立した発展までには至っていない。一方、
高速増殖炉「もんじゅ」の事故を始め、株式
会社ジェー・シー・オー東海事業所における核燃
料加工施設の臨界事故やイギリスのBNFL社に
よるMOX燃料の検査データの改竄などの相次ぐ
不祥事により、立地地域を取り巻く情勢は一段と
厳しさを増している。こうした中、原子力発電施
設等の安全確保対策・防災対策の充実強化などと
併せて、総合的かつ広域的な振興施策が強く求め
られている。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する
特別措置法(仮称)」を速やかに制定すること。
特別措置法の制定に当たっては、財政上の特
別措置として補助率の嵩上げ等を行うとともに
に、すべての核燃料物質加工施設及び原子力発
電関連研究施設を対象とすること。
二、原子力発電施設等核燃料サイクル施設を含
む。の安全対策、防災対策及び周辺環境整備に
係る予算枠を拡大すること。
エネルギー資源の乏しい我が国は、エネル
ギーの安定供給、経済性及び地球環境保全等の
面から、今後とも原子力発電に依存せざるを得
ない状況にあり、さらに原子力発電施設等の安
全対策、防災対策及び周辺環境整備の充実強化
を図るため、国の予算枠を拡大すること。

第一一七七号 平成十二年十一月十五日受理
原子力発電施設等の立地地域に対する振興施策の
充実強化等に関する請願

請願者 青森市長島一ノ一 秋田柁則
紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第一一三五号 平成十二年十一月十六日受理
フランチャイズ法(仮称)の制定に関する請願

請願者 愛知県高浜市呉竹町四ノ三ノ六
神谷美佐外三十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一一二四号と同じである。

第一一二七号 平成十二年十一月十七日受理
原子力発電施設等の立地地域に対する振興施策の
充実強化等に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六 三保恵一
紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第一三〇九号 平成十二年十一月十七日受理
原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願

請願者 大分県宇佐市上高家五〇八 折元
淑子外四十九名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第一三二二号 平成十二年十一月十七日受理
原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願

請願者 千葉県柏市松葉町五ノ一ノ一九ノ
五〇八 松丸健二外四十九名
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

平成十二年十二月五日印刷

平成十二年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局